

新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）

～会議の公開・市民公募委員の選任について～

① 京都市百井青少年村のあり方検討会議（第1回会議：令和2年6月）子ども若者はぐくみ局 育成推進課		
懇談会	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 京都市百井青少年村について、現状及び課題を踏まえ、今後のあり方を検討する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	
② 京都市勸業館指定管理者選定委員会（第1回会議：令和2年7月）産業観光局 クリエイティブ産業振興室		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 京都市勸業館の指定管理者の選定等を行うに当たり、募集要項・選定基準に係る事項、事業者の選定に係る事項等を審議する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 非公開部分では、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条」第2号及び第5号に当てはまるため、一部非公開。 委員公募については問題なし。	

③ 京都市持続可能な行財政審議会（第1回会議：令和2年7月）行財政局 財政課		
附属機関	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 持続可能な行財政の確立に向けた歳入及び歳出の構造等の改革に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	

④ 元京都社会福祉会館の活用に係る契約候補事業者選定委員会（第1回会議：令和2年8月）保健福祉局 健康長寿企画課		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 元京都社会福祉会館について、契約候補事業者をプロポーザルによって選定するに当たり、専門的な見地から募集条件や事業者提案について審議する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 非公開部分では、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条」第2号及び第5号に当てはまるため、一部非公開。 委員公募については問題なし。	

⑤ 京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会（第1回会議：令和2年8月）行財政局 税制課		
附属機関	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 持続可能なまちづくりを支える財源を確保するため、課税自主権の活用その他の税制上の課題に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	

⑥ 次期京都市農林行政基本方針検討会（第1回会議：令和2年9月）産業観光局 農林企画課		
懇談会	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：2名）
<目的> 次期京都市農林行政基本方針（期間：令和3年度～令和12年度）の策定に向け、農業・林業分野の有識者の他、流通関係者、市民公募委員等から広く意見聴取を行う。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	

⑦ 歴史都市京都における密集市街地等の取組方針の見直しに向けた検討会議（第1回会議：令和2年9月）都市計画局 まち再生・創造推進室

懇談会	＜会議の公開＞ 一部非公開	＜市民公募委員＞ 公募しない
<p>＜目的＞</p> <p>平成24年7月に策定した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」及び「京都市細街路対策指針」について、本市の木造密集市街地や細街路の調査結果を踏まえた見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>公共の安全、秩序の維持情報に該当するため</p>	<p>開催を予定している全4回の会議において、防災、景観、環境及びコミュニティ等分野の学識経験者に、密集市街地の抽出方法や地域の防災性の評価など、専門性の高い内容を議論してもらうことが主な目的であるため。</p>
	<p>＜市民協働推進担当の意見＞</p> <p>非公開部分では、公共の安全、秩序の維持情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条」第4号に当てはまるため、一部非公開。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「学識経験者に密集市街地の抽出方法や地域の防災性の評価など、専門性の高い内容を議論してもらう」ことが主な目的であるため、要綱設置の懇談会等において、特定分野の企業・団体等から意見聴取等を行うことを主な目的としているもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を選任することは困難であると認める。</p>	